

徳島県規則第七号

徳島県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県報発行規則の一部を改正する規則

徳島県報発行規則（昭和六十三年徳島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「毎日（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）」を「毎週火曜日及び金曜日に」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、その日が徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第二号に掲げる日（以下「休日」という。）のときは、その前日とする。

第三条中「県報は」の下に「、十二月二十九日から翌年の一月三日まで、前条第二項ただし書に規定する場合においてその前日も休日のとき」を加え、「前条第二項」を「同項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。